2020年　4月　1日

東京都港区赤坂八丁目4番14号
ブロードメディア株式会社
代表取締役社長　橋本太郎

吸収合併に係る事後開示書類
（会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面）

ブロードメディア株式会社（以下「当社」といいます。）は、2019年10月30日付でブロードメディア・テクノロジーズ株式会社（以下「BMT」といいます）、ブロードメディア・スタジオ株式会社（以下「BMS」といいます）、ハリウッドチャンネル株式会社（以下「HC」といいます）、ブロードメディアGC株式会社（以下「BMGC」といいます）、ルネサンス・アカデミー株式会社（以下「RA」といいます）及びデジタルシネマ倶楽部株式会社（以下「DCC」といいます）の各会社との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、BMT、BMS、HC、BMGC、RA及びDCCの各会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。本件吸収合併に際し、会社法第801条第1項および同施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
本件吸収合併は、2020年4月1日に効力を生じました。

２．吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第784条の2）の手続の経過
　吸収合併存続会社である当社は、吸収合併消滅会社であるBMT、BMS、HC、BMGC、RA及びDCCの発行済株式の全部を所有していたことから、会社法第784条の2の規定による本吸収合併をやめることの請求につき、該当事項はございません。
(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）の手続の経過
　吸収合併存続会社である当社は、吸収合併消滅会社であるBMT、BMS、HC、BMGC、RA及びDCCの発行済株式の全部を所有していたことから、会社法第785条第2項第2号括弧書きにより、会社法第785条第1項に定める手続について、該当事項はございません。

(3) 新株予約権買取請求権（会社法第787条）の手続の経過

吸収合併消滅会社であるBMT、BMS、HC、BMGC、RA及びDCCは、新株予約権（新株予約権付社債を含みます。）を発行していなかったため、該当事項はございません。

(4) 債権者の異議（会社法第789条）の手続の経過

吸収合併消滅会社であるBMT、BMS、HC、BMGC、RA及びDCCは、会社法第789条第2項及び同条第3項の規定により、2020年2月19日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本吸収合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はございませんでした。

３．吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条3号）

(1) 本件合併の差止請求（会社法第796条の2）の手続の経過

本吸収合併は、会社法796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第796条の2第1項但書に基づき、当社は吸収合併をやめることの請求に係る手続きは行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）の手続の経過

本件吸収合併は、会社法796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第797条第1項但書に基づき、当社は反対株主の買取請求手続きは行っておりません。

(3) 債権者の異議（会社法第799条）の手続の経過

吸収合併存続会社である当社は、会社法第799条第2項及び同条第3項の規定により、2020年2月19日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本吸収合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はございませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

吸収合併存続会社である当社は、本吸収合併の効力発生日である2020年4月1日をもって、吸収合併消滅会社であるBMT、BMS、HC、BMGC、RA及びDCCから、その資産・負債及びその他の権利義務一切を承継いたしました。

５．会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項（会社法施行規則第200条第5号）

吸収合併消滅会社であるBMT、BMS、HC、BMGC、RA及びDCCの事前開示資料は、別添資料A乃至Fのとおりです。

６．会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本吸収合併による吸収合併存続会社である当社の変更の登記申請及び吸収合併消滅会社である BMT、BMS、HC、BMGC、RA 及び DCC の解散の登記申請は、2020 年 4 月 1 日に行う予定です。

７．前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当する事項はございません。

以上

別紙 A

2020年　2月　19日

東京都港区赤坂八丁目4番14号
ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長　久保　利人

吸収合併に係る事前開示書類
（会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める書面）

ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2019年10月30日付でブロードメディア株式会社（以下「BM」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、BMを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本件吸収合併に際し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）
2019年10月30日付で当社とBMが締結した吸収合併契約書は別紙1のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号、第3項）
本件吸収合併に際して吸収合併消滅会社の株主に対する株式その他の金銭の交付は行いませんが、当社はBMの完全子会社であることから相当であると判断しております。

３．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号、第4項）
上記2のとおり、合併対価の交付は行われないため、該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第3号、第5項)
該当事項はありません。

５．吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第1号）
BMの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

6．吸収合併消滅会社の決算期後に生じた重要な事実（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、第 6 項第 2 号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

7．吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

当社および BM の最終事業年度（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）の末日の貸借対照表における資産の額は、その負債の額を上回っています。2019 年 4 月 1 日以降本日までの間、当社および BM において、本吸収合併後における BM の債務の履行に支障を及ぼすような損益状況は生じておりません。

また、本吸収合併後の BM の財務および損益の状況について、BM の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

以上により、本吸収合併後における BM の債務について履行の見込みはあるものと判断しています。

以上

別紙1

合併契約書

ブロードメディア株式会社（住所：東京都港区赤坂八丁目4番14号、以下「BM」という）およびブロードメディア・テクノロジーズ株式会社（住所：東京都港区赤坂八丁目4番14号、以下「BMT」という）は、合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　（合併の方法）
BMおよびBMTは、BMを吸収合併存続会社、BMTを吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条　（合併に際して発行する株式等）
BMは、本合併に際して、BMTの株主に対し一切の対価を交付しない。

第3条　（資本金および資本準備金等の額に関する事項）
本合併によりBMの資本金、資本準備金の額は増減しないものとする。ただし、本合併の効力発生日におけるBMTの資産および負債の状況等により、BMおよびBMTが協議の上、これを変更することができる。

第4条　（吸収合併の効力発生日）
合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、BMとBMTが協議の上、これを変更することができる。

第5条　（会社財産の引継ぎ）
BMTは、2019年3月31日現在のBMTの貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を合併効力発生日においてBMに引継ぎ、BMはこれを承継する。
２．　BMTは、2019年3月31日から効力発生日に至る間の資産および負債ならびに権利義務の変動について、別途計算書を添付してその内容をBMに明示する。

第6条　（合併後の取締役および監査役）
合併後の取締役および監査役については、BMの取締役、監査役がそのまま継続し、BMTの取締役および監査役はその地位を失う。

第7条　（従業員の処遇）
BMは、本合併の効力発生日において、BMTの全従業員をBMの従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、BMおよびBMTが協議の上、これを決定する。

第８条　（会社財産の管理等）
BM および BMT は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理、運営し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ BM および BMT が協議し、合意の上、これを実行する。

第９条　（合併条件の変更および本契約の解除）
本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、BM または BMT いずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、BM および BMT が協議し合意の上、本合併の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第１０条　（本契約の効力）
本合併は、本合併の効力発生日の前日までに、BM および BMT において、本合併に必要な機関による本合併の承認が得られないとき、法令に定められた関係官庁の承認および認可が得られないとき、または BMT において債務超過があり、それが解消しないときは、その効力を失う。

第１１条　（解散費用）
本合併の効力発生日以降において、BMT の解散のために支出すべき費用は、すべて BM の負担とする。

第１２条　（本契約に定めのない事項）
本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って BM と BMT が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、BM、BMT 記名押印の上、本書１通を作成し、BM が原本、BMT が写しを保管する。

2019 年 10 月 30 日

BM：東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
ブロードメディア株式会社
代表取締役社長　　橋本　太郎　印

BMT：東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長　　久保　利人　　印

別紙2

（証券コード　4347）
2019年６月13日

株　主　各　位

東京都港区赤坂八丁目４番14号
ブロードメディア株式会社
代表取締役社長　橋　本　太　郎

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年６月27日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［郵送による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードを読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使に際しましては、40頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

敬　具

記

１．日　　　時　2019年６月28日（金曜日）午前10時00分
＊午前９時より受付開始

２．場　　　所　東京都港区白金台一丁目１番１号
八芳園　本館３階「CHAT（チャット）」
（会場が2018年８月10日に開催した第22回定時株主総会継続会における開催場所と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようお願い申し上げます。）

３．目的事項

報告事項
１．第23期(2018年４月１日から2019年３月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第23期(2018年４月１日から2019年３月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件

株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場がむずかしい株主様との公平性を勘案し、ご来場の株主様へのお土産の配布は行っておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

４．その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.broadmedia.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.broadmedia.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

第23期　事業報告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

1－1.　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移したものの、各国の通商政策をはじめとする海外経済の不確実性への懸念等から、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような経済情勢のもと、当社グループは「コンテンツ」「放送」「スタジオ」「技術」「ネットワーク営業」の５つのセグメントの下で事業を進めております。

売上高は、前連結会計年度と比べ322,830千円（3.0％）増加し、11,123,821千円（前連結会計年度は10,800,990千円）となりました。「放送」「スタジオ」は減収となりましたが、他の３つのセグメントが増収となったことで、売上高は増加いたしました。

営業利益は、167,172千円（前連結会計年度は88,716千円）となりました。「スタジオ」が損失を計上し、また、「全社費用」として、当社の連結子会社である株式会社釣りビジョンの架空取引被害に関連する費用約150,000千円が発生いたしました。一方、「コンテンツ」「技術」が増益となったことや、「放送」におけるコスト削減効果が寄与したことから、増益となりました。

経常利益は、203,412千円（前連結会計年度は81,909千円）となりました。営業増益に加え、当社の子会社で清算結了したＧクラスタ・グローバル株式会社の残余財産の分配額47,251千円を貸倒引当金戻入額として営業外収益に計上したこと等が主な要因です。

親会社株主に帰属する当期純利益は、167,716千円（前連結会計年度は46,808千円）となりました。投資有価証券売却損を計上し、子会社における税金費用や非支配株主に帰属する当期純利益が増加いたしました。一方、株式会社釣りビジョンにおいて過年度の法人税および一部の地方税の還付が確定したことで過年度法人税等256,083千円を計上したことが大きく影響し、増益となりました。

当連結会計年度における各セグメントの売上高及び営業損益の概況は、以下のとおりです。

[コンテンツ]
売上高は、前連結会計年度と比べ329,069千円（15.3％）増加し、2,477,913千円（前連結会計年度は2,148,844千円）、営業利益は146,894千円（前連結会計年度は14,722千円）となりました。
教育サービスは、入学生徒数が増加したことで、増収増益となりました。デジタルメディアサービスは売上高が伸びたことにより、また、クラウドゲームサービスは売上高が伸びたことに加え、コストの抑制等により営業損失が縮小いたしました。

[放送]
売上高は、前連結会計年度と比べ78,682千円（2.6％）減少し、2,901,814千円（前連結会計年度は2,980,496千円）、営業利益は162,344千円（前連結会計年度は90,234千円）となりました。
視聴料収入が減少したことが影響し、減収となりましたが、徹底したコスト削減に取り組んだ結果、増益となりました。

[スタジオ]
売上高は、前連結会計年度と比べ321,704千円（12.4％）減少し、2,270,986千円（前連結会計年度は2,592,691千円）、営業損益は36,508千円の損失（前連結会計年度は47,630千円の利益）となりました。
番組販売事業では、テレビ向け番組販売が減少し、制作事業では、受注が減少いたしました。また、映画配給事業では、前期に貢献したドラマ制作がなかったことが影響し、赤字幅が拡大いたしました。その結果、「スタジオ」セグメントは減収減益となりました。

[技術]
売上高は、前連結会計年度と比べ346,897千円（15.0％）増加し、2,658,095千円（前連結会計年度は2,311,197千円）、営業利益は460,289千円（前連結会計年度は384,780千円）となりました。
CDNサービスは、既存顧客向けの新たなソリューションやサービスの提供が増加し、デジタルシネマサービスは映画館への配信が好調に推移したこと等により、増収増益となりました。

[ネットワーク営業]
売上高は、前連結会計年度と比べ47,250千円（6.2％）増加し、815,011千円（前連結会計年度は767,760千円）、営業利益は6,444千円（前連結会計年度は4,587千円）となりました。
ブロードバンド回線の販売は苦戦が続いておりますが、売上高・営業利益とも前期と同水準を確保いたしました。

1－2.　資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

2018年９月25日に第１回無担保社債250,000千円を発行いたしました。なお、2019年３月に一部償還し、残高は225,000千円となっております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は142,803千円であります。「コンテンツ」セグメント43,575千円、「放送」セグメント2,374千円、「スタジオ」セグメント42,569千円、「技術」セグメント42,832千円、その他11,451千円です。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

1－3.　財産及び損益の状況

区分 ＼ 期別	第 20 期 (2016 年 3 月期)	第 21 期 (2017 年 3 月期)	第 22 期 (2018 年 3 月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2019 年 3 月期)
売上高（千円）	9,955,040	10,413,959	10,800,990	11,123,821
経常損益（千円）	△312,077	△11,664	81,909	203,412
親会社株主に帰属する当期純損益（千円）	△1,170,203	△453,370	46,808	167,716
１株当たり当期純損益（円）	△17.19	△6.61	0.64	2.15
総資産（千円）	6,722,909	6,727,134	6,535,305	6,557,869
純資産（千円）	2,436,951	1,665,365	2,675,539	3,003,656

（注）１株当たり当期純損益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

第23期（当連結会計年度）の状況については、前記1－1.の「事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

1－4.　対処すべき課題

当社連結子会社である株式会社釣りビジョンに係る架空取引被害により多額の損失が発生し、また過去10年にわたる会計処理に誤謬が生じましたことにつきましては、株主様、取引先様、従業員をはじめとするすべてのステークホルダーの方々からの信頼を大きく毀損しましたことを改めて深くお詫び申し上げます。本件に関しまして、当社は、第三者委員会報告書にて提言のございました再発防止策を踏まえ、2019年２月22日付で東京証券取引所に「改善状況報告書」を提出いたしました。今後も、以下の内部統制上の改善に誠心誠意取り組み、ガバナンスの強化およびコンプライアンス遵守の徹底を行ってまいる所存であります。

①取引先との関係性構築の徹底
・取引先との直接のコンタクト及び上長によるその確認を義務化し、遵守させます。
・更に、人員体制の余裕ができた後には、担当変更を行うことにより、前任者における上記義務の不履行があった場合の発見につなげます。

②与信管理の徹底
・規程に定められた与信管理プロセスを徹底いたします。
・与信調査における取引先の事業内容・経営財務状況を、営業部門と独立した管理部門の担当者が精査する体制を維持いたします。
・経営・財務状況のみで判断せず、相手先担当者もしくは経営者との面談確認を徹底いたします。

③統制の重要性に係る教育の徹底

・残高確認状を含めた、統制に係る各プロセスの重要性等への理解を深め、適切な統制体制を維持できるよう、教育を継続いたします。

④子会社組織の見直し及び管理部門と営業部門の切り離し

・実務の状況を整理し、必要に応じ、適切な責任分解を行います。

・営業部門から独立した管理部門による、適切な牽制が実現する組織体制を維持いたします。

⑤稟議プロセス等への当社の関与

・稟議プロセス等への当社の関与が不十分な子会社については、契約書作成・稟議・押印の全てもしくはいずれかのプロセスで、当社管理部門役職者（或いは当社取締役）等による承認・確認が入る形をとり、当社による牽制が入る体制を導入いたしました。

・上記のスムーズな実現のために、各種申請プロセスが紙ベースでなされていた子会社について、電子システムを導入いたしました。

⑥各子会社取締役会及び当社重要会議での報告事項の見直し

・当社において「子会社管理規程」を新設し、各子会社による当社への事前承認事項及び報告事項を明確化するとともに当社における子会社管理部門を明確化いたしました。

・子会社で重要事項の決定を行う場合には、当該子会社における決議前に、「親会社承認稟議」を上程することで、当社の承認を得る等の対応を実施しております。

・子会社管理部門において、グループ各社それぞれの取引状況やリスクの整理・再確認を行っております。

・そのうえで、法定要件等のみに縛られず、状況に合わせて適切な上程・報告が取締役会になされる報告体制を構築・維持いたします。

⑦規程・マニュアルの整備

・グループの規程・マニュアルの整備状況の確認を行い、グループ間での重要な点における不整合を解消いたしました。今後も、各社の事業実態・管理体系との乖離があった場合には、早期に規程類の新設・改定を行い、親会社で重要な規程の新設・改定があった際には、子会社においても原則同期するように共有周知を徹底いたします。

⑧グループにおける管理部門の連携強化

・子会社における財務経理業務を含めた管理系業務について、子会社管理部門による連携強化を徹底いたします。

⑨グループ内部監査の強化

・内部監査機会の増加を図ります。

・被監査部門における内部統制が適切に整備運用できているかの自己評価を継続いたします。

・業務監査室の人員拡充を行いました。今後の監査計画の結果、想定よりも必要

工数が増加した場合や、監査範囲の拡大が必要となった場合には、さらなる増員も検討いたします。

⑩コンプライアンス教育の徹底

・従業員等に対するコンプライアンス教育を今後も定期的に実施し、教育機会の増加等を行うことで、当社及びグループ各社における教育レベルの強化と更なるコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

・同時に、内部通報制度をより有効に機能させ、より問題意識が浸透するような取り組みを進めてまいります。

上記内部統制上の改善とあわせて、中長期的な経営戦略に基づき業績向上を図ることが、当社グループの大きな課題です。現在取り組んでいる具体的な課題は、下記のとおりです。

(1) 経営統合による事業推進体制の強化

当社は、迅速な意思決定と機動力を重視し、複数の子会社において事業を行うグループ体制のもと、各社間の連携強化や事業統合を行うことで、事業推進体制の強化を進めてまいりました。

その効果は徐々に現れてきておりますが、よりスピード感を持って体制強化を進めるため、子会社のうち完全子会社については、2019年度中を目途として当社に吸収合併することを予定しております。

経営を統合し、これまで以上に各事業間の協力関係を高め、より強固な事業推進体制を構築してまいります。

(2) 経営統合による経営効率の向上

経営統合により、管理系業務の重複解消、各社毎に発生していた税務負担の軽減、グループ間取引に係る内部工数の解消、外部支払に係るスケールメリットの追求等を目指します。また、シームレスな人材の移動が可能となることから、人材配置の最適化を推し進めます。これらにより、経営効率を高め、利益率の向上を実現してまいります。

(3) 財務基盤の安定化

当社は、技術や教育サービスの安定的な収益を基盤に、クラウドゲーム事業を含めた新規事業を成長させることで、企業価値の増大を目指しておりますが、その事業戦略を支える財務基盤を維持することも当社の課題であると認識しております。

新規事業の成長には中期に渡る継続的な投資等が必要であるため、引き続き事業状況を見極め、必要な資金を確保できるよう努めてまいります。

(4) IR活動の充実

当社は情報の適時開示を行い、利害関係者の皆様に対する正確な情報の提供に努めております。現在、当社ホームページのIR情報の充実や四半期毎の決算説明ストリーミング配信を実施していることに加え、個人投資家向け説明会や、IRスモールミーティング等を適宜状況に応じて開催しております。今後も当社グループについての理解を更に多くの方に深めていただくために、さまざまな機会をとらえて積極的にIR活動を実施してまいります。

1−5.　主要な事業セグメント

当社グループにおける各報告セグメントの主要な事業の内容等は、以下のとおりです。

(2019年３月31日現在)

セグメントの名称	事業内容	主な業務の内容	主な連結子会社
コンテンツ	クラウドゲームサービス	・クラウドゲーム機「G-cluster」の販売及びクラウドゲームサービスの提供 ・通信事業者へのクラウドゲームプラットフォーム提供及びゲーム事業者へのクラウドゲーム機能提供 ・スマートフォン向けクラウドゲームアプリの提供	ブロードメディアGC株式会社 Oy Gamecluster Ltd.
	デジタルメディアサービス	・マルチデバイス向けコンテンツ配信サービス「クランクイン！ビデオ」、「クランクイン！コミック」の提供 ・スマートフォンサイト「クランクイン！」等の企画・運営 ・モバイルサイト「ハリウッドチャンネル」等、複数サイトの企画・運営	ハリウッドチャンネル株式会社
	教育サービス	・イーラーニングシステムを利用した単位制・通信制高校「ルネサンス高等学校」「ルネサンス豊田高等学校」「ルネサンス大阪高等学校」の運営	ルネサンス・アカデミー株式会社
放送	釣り専門チャンネル	・衛星基幹放送事業「BS釣りビジョン」の番組制作、放送及びケーブルテレビ局等への番組供給 ・映像の受託制作	株式会社釣りビジョン

セグメントの名称	事業内容	主な業務の内容	主な連結子会社
スタジオ	制作事業	・日本語字幕制作、日本語吹替制作、文字放送字幕制作、番組宣伝制作	ブロードメディア・スタジオ株式会社
	番組販売事業	・ハリウッド映画等のテレビ局への供給	
	映画配給事業	・劇場映画の製作・配給、DVD/Blu-rayの発売、テレビ放映権の販売、VOD権の販売	
技術	デジタルシネマサービス	・ブロードメディア®CDN for theaterの提供、及び上映システムの設計・販売及びレンタル	―
		・映画館へデジタル機材の導入を推進する配給・興行向けVPFサービスの提供	デジタルシネマ倶楽部株式会社
	CDNサービス	・コンテンツを最適な形で配信する「CDNサービス」、「CMオンラインサービス」、「セキュリティサービス」の提供	ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社
	ホスピタリティ・ネットワーク	・ホテルの客室、会議室へのインターネットサービスの提供、機器の監視及び保守サービスの提供	
	その他ソリューションサービス	・グローバルに展開されたプライベートネットワーク「Aryaka」の提供 ・対話型AIプラットフォーム「Passage AI」の提供	
ネットワーク営業	ブロードバンド回線販売	・「SoftBank 光」サービスの販売 ・「SoftBank Air」サービスの販売 ・「Yahoo! BB」及びその他商材の販売	―
	ISPサービス販売	・「Yahoo! BB」ISPサービスの販売	―
	携帯電話サービスの取扱い	・「ソフトバンク・モバイル」の携帯電話サービスや携帯端末の取り扱い	―
全社費用		・ブロードメディア株式会社本社の管理業務（人事総務、財務経理、法務等）及びグループ会社の統括管理	―
その他（注）		・中国における、釣り番組のコンサルティング、釣りポータルサイトの運営、釣り関連商品の販売、釣り大会の運営等	湖南快楽垂釣発展有限公司
		・全テレビ番組録画機の企画・製造・販売、及びテレビ番組ソーシャルサービスの運営	ガラポン株式会社

（注）「その他」に含まれる事業は、全て持分法適用関連会社における事業であるため、報告セグメントには含まれておりません。

1－6. 主要拠点等

(1) 主要拠点

(2019年３月31日現在)

名称	所在地
当社本社	東京都港区
当社事業所	東京都中央区
ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社 本社	東京都港区
株式会社釣りビジョン 本社	東京都新宿区
ブロードメディア・スタジオ株式会社 本社	東京都中央区
ブロードメディア・スタジオ株式会社 事業所	東京都港区
ハリウッドチャンネル株式会社 本社	東京都港区
ブロードメディアGC株式会社 本社	東京都港区
ルネサンス・アカデミー株式会社 本社	茨城県久慈郡大子町
ルネサンス高等学校	茨城県久慈郡大子町
ルネサンス豊田高等学校	愛知県豊田市
ルネサンス大阪高等学校	大阪府大阪市北区
デジタルシネマ倶楽部株式会社 本社	東京都港区

(2) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

(2019年３月31日現在)

セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
コンテンツ	118名（７名）	２名減
放送	96名（13名）	１名減
スタジオ	121名（４名）	１名増
技術	36名（１名）	１名増
ネットワーク営業	３名（１名）	３名減
全社（共通）	30名（１名）	３名増
合計	404名（27名）	１名減

(注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む人数であります。
2. 使用人数は、就業人員数であり、使用人兼務取締役（７名）は含まれておりません。
3. 使用人数欄の（外書）は、臨時従業員の本事業年度における平均雇用人数であります。
4. 全社（共通）として記載されている使用人数は、当社の管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

（2019年３月31日現在）

使用人数	平均年齢	平均勤続月数
42名	44.1歳	96.1月

セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
技術	９名（０名）	増減なし
ネットワーク営業	３名（１名）	３名減
全社（共通）	30名（１名）	３名増
合計	42名（２名）	増減なし

（注）1. 使用人数は、当社から他社への出向者（44名）を除いた人数であります。
2. 使用人数は、就業人員数であり、使用人兼務取締役（３名）は含まれておりません。
3. 使用人数欄の（外書）は、臨時従業員の本事業年度における平均雇用人数であります。
4. 全社（共通）として記載されている使用人数は、当社の管理部門に所属しているものであります。

1−7.　重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

(2019年３月31日現在)

会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社	300,000千円	100.0%	コンテンツ・デリバリー・ネットワーク(CDN) サービスの提供 ホテルの客室、会議室等へのインターネットサービスの提供、機器の監視及び保守サービスの提供
株式会社釣りビジョン	1,141,599千円	51.6%	BSデジタル衛星放送、CSデジタル衛星放送、ケーブルテレビ局における「釣りビジョン」の放送・配信・番組制作及び販売
ブロードメディア・スタジオ株式会社	100,000千円	100.0%	映画配給及び番組制作
ハリウッドチャンネル株式会社	20,000千円	100.0%	映画情報モバイル公式サイトの運営及びマルチデバイス向け映像コンテンツの配信
ブロードメディアGC株式会社	10,000千円	100.0%	クラウドゲームサービスの提供
ルネサンス・アカデミー株式会社	262,250千円	100.0%	通信単位制高等学校「ルネサンス高等学校」「ルネサンス豊田高等学校」「ルネサンス大阪高等学校」の運営
デジタルシネマ倶楽部株式会社	64,000千円	100.0%	映画館へデジタル機材の導入を推進する配給・興行向けVPFサービスの提供

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会　社　名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ブロードメディア・スタジオ株式会社	東京都中央区月島一丁目14番７号	2,004,566千円	6,049,478千円

1−8.　主要な借入先及び借入額

(2019年３月31日現在)

借　入　先	借　入　残　高
株式会社りそな銀行	375,000千円

(注) 上記の借入額は社債を含んでおります。

2. 株式に関する事項

2−1. **発行可能株式総数** 128,000,000株

2−2. **発行済株式の総数** 79,147,323株

2−3. **当事業年度末の株主数** 15,102名

2−4. **大株主**

株主名	持株数	持株比率
ゴールドマンサックスインターナショナル	2,434,472株	3.12%
株式会社SBI証券	2,181,800株	2.80%
藤田浩介	1,309,900株	1.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,062,700株	1.36%
橋本太郎	1,019,872株	1.31%
ﾊﾞﾝｸ ｵﾌﾞ ﾆｭｰﾖｰｸ ｼﾞｰｼｰｴﾑ ｸﾗｲｱﾝﾄ ｱｶｳﾝﾄ ｼﾞｪｲﾋﾟｰｱｰﾙﾃﾞｲ ｱｲｴｽｼﾞｰ ｴﾌｲｰｰｴｲｼｰ	854,287株	1.10%
國重恒之	780,000株	1.00%
坂本誠	753,100株	0.97%
楽天証券株式会社	631,800株	0.81%
高橋正洋	600,000株	0.77%

(注) 1. 上記記載の当社代表取締役社長橋本太郎氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社TALOが保有する株式数1,000,000株（1.28%）を含めた実質所有株式数を記載しております。

2. 当社は、自己株式1,157,427株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

3−1. **当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要**

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等はございません。

3−2. **当事業年度中に当社使用人、子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要**

当事業年度に交付した新株予約権はございません。

3−3. **その他の新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

4－1．　取締役及び監査役の状況

（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 社　　長	橋　本　太　郎		株式会社釣りビジョン 代表取締役会長兼社長 ブロードメディア・スタジオ株式会社 代表取締役社長 ハリウッドチャンネル株式会社 代表取締役社長 ルネサンス・アカデミー株式会社 取締役会長 デジタルシネマ倶楽部株式会社 取締役会長 ブロードメディアGC株式会社 代表取締役社長 ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社 取締役会長
取締役	久　保　利　人	執行役員 技術サービス本部長	デジタルシネマ倶楽部株式会社 代表取締役社長 ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社 代表取締役社長
取締役	嶋　村　安　高	執行役員 コンテンツ戦略本部長	
取締役	押　尾　英　明	執行役員　CFO 経営管理本部長	
取締役	桃　井　隆　良		ルネサンス・アカデミー株式会社 代表取締役社長 一般社団法人STEAM教育協会 代表理事 株式会社日本語センター 代表取締役社長
取締役	関　　伸　彦		株式会社EduLab 代表取締役副社長兼CFO
監査役	古　屋　俊　一		
監査役	北　谷　賢　司		金沢工業大学 虎ノ門大学院 教授 同大学 コンテンツ＆テクノロジー融合研究所所長
監査役	佐　藤　淳　子		
監査役	山　田　　純		会津電力株式会社 代表取締役副社長

（注）1.　重要な兼職の状況の項目には、役員及び社外役員の重要な兼職の状況を記載しております。
2.　取締役関伸彦は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
3.　監査役古屋俊一、北谷賢司、佐藤淳子及び山田純は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
4.　監査役古屋俊一は、長年に亘り金融機関に勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5.　社外取締役及び社外監査役の兼職先と当社との間には、重要な取引関係等はありません。
6.　取締役関伸彦、監査役古屋俊一、北谷賢司、佐藤淳子及び山田純につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4－2.　責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。以下4-2において同じです。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。当該定款に基づき、当社が取締役及び監査役との間で締結した責任限定契約の内容は次のとおりであります。

(1)取締役

取締役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役を当然に免責するものとする。

(2)監査役

監査役として任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は監査役を当然に免責するものとする。

4－3.　取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	人　数	報酬等の額
取締役	6名	72,636千円
監査役	4名	21,202千円
計 (うち社外役員)	10名 (5名)	93,838千円 (29,702千円)

(注) 1.　当社は、2017年6月23日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

2.　上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役3名に対する使用人分報酬として26,993千円を支給しております。

3.　取締役及び監査役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は、2000年6月20日開催の定時株主総会において、次のとおり決議されております。

取締役　年額 200,000千円

監査役　年額　50,000千円

4−4.　社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役	関　　伸　彦	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	古　屋　俊　一	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会15回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	北　谷　賢　司	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会15回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐　藤　淳　子	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会15回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	山　田　　純	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5．会計監査人に関する事項

5−1.　会計監査人の名称

仁智監査法人

5−2.　会計監査人に対する報酬等

		仁智監査法人	有限責任監査法人トーマツ
①	当事業年度に係る会計監査人（公認会計士法第２条第１項の監査証明業務の対価）としての報酬等の額	45,361千円	54,000千円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57,291千円	54,000千円

（注）1.　当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容の妥当性並びに会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうか等を総合的に勘案し、報酬等の額について同意しております。

2.　当社と当社の会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記①はこれらの合計額を記載しております。

3.　仁智監査法人は当社の子会社１社の会計監査人に就任しております。

4.　仁智監査法人に対する報酬のうち20,751千円は過年度に係る監査及び四半期レビューに対する報酬となります。また、有限責任監査法人トーマツに対する報酬54,000千円は過年度に係る監査に対する報酬となります。

5−3.　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任

いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、取締役会との協議等を踏まえ検討を行ったうえで、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び運用状況

6−1.　業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会にて決議しております。その概要は次のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役を含むすべての役職員が法令・定款・社内規則・社会規範及び倫理に適合した行動をとることをあらゆる企業活動の前提としております。そのため、コンプライアンスの責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（以下、CCO）を選任し、その下にコンプライアンス委員会を設置し、また、当社各部門及び各グループ会社にコンプライアンス責任者を置く体制を整えております。

CCOは、当社グループが適合すべき法令等に関する教育を定期的に実施するとともに、コンプライアンスに関する社内規則、ガイドライン、マニュアル等の作成・配布等を行います。コンプライアンス委員会は各部門及び各グループ会社の部門長、代表者等により構成し、CCOの指導に基づき、各部門及び各グループ会社におけるコンプライアンス体制の強化を図っております。今後、当社グループ各社における教育レベルの強化及び均一化、教育機会の増加等を行うことで、更なるコンプライアンス体制の強化を図ります。

当社は、「コンプライアンス基本方針」に反社会的勢力との関わりを一切持たない旨を掲げており、反社会的勢力対応組織の編成や対応の心得・方法等を定めた「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、周知徹底を図っております。

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「経理規程」等の関連諸規程類をはじめとする金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告にかかる内部統制システムを整備し、その有効性を評価し、不備を速やかに改善する体制を整えております。

業務監査担当者は、「内部監査規程」に基づき定期的に法令や社内規則の遵守状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告しております。さらに、法令違反行為の未然予防と早期発見を目的として、当社及びグループ会社の役職員(アルバイト等非正規社員も含む)からの報告・相談を受け付けるホットラインを設置・運用しております。今後、内部監査の機会を増加させるとともに、被監査部門における内部統制を適切に整備運用できているかの自己評価を実施すること等により、その体制・運用方

法の強化を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び「文書保存管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社取締役、各部門長及びグループ会社の代表者等により構成されるリスク判定会議において、当社グループの事業に内在するリスクを定期的に集約し、組織横断的・総括的な対策を講じております。その内容等については、経営会議等を通じて全社に周知されております。

また、特に投資や為替におけるリスクについては、「投資ガイドライン」及び「為替リスク管理規程」を整備し、当社グループ内の情報の収集とリスクの管理を行っております。

業務監査担当者は、「内部監査規程」に基づきリスク管理状況の監査を行い、その検討結果について、取締役会及び監査役会に報告しております。

なお、万一、リスクが顕在化した場合は、「危機対策規程」に基づき適切な対応を講じるものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において期初毎に数値目標を含む当社グループの経営計画を策定し、この計画に基づき、各部門長及びグループ会社の代表者等が具体的な施策を遂行しております。そして、定期的に開催される経営会議及び月次決算報告会において、業務の進捗及び経営計画の目標達成状況を確認し、それ以降の業務運営に反映させております。また、「業務分掌および職務権限に関する規程」にて、各部門の業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にしております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループに対し、事業内容や規模その他実態に応じた適切な内部統制が実施される体制が構築されるよう指導、助言しております。

当社は、グループ会社の自主性を尊重して各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保しつつ、当社の役職員がグループ会社の役員を兼務し、月次または週次の定期的会議等を通じて重要事項に関する報告を受けるなどして、各社の業務の適正を確保するための体制を構築し、運用しております。

さらに、今後、当社によるグループ会社の稟議等の承認プロセスへの関与、各社における適切な責任分解や部門間の牽制が実現する組織体制の構築、事業状況に合わせた報告体制の構築等により、一層のグループガバナンスの強化を図ります。

業務監査担当者は、当社グループに対する内部監査を定期的に実施し、その結果を当社の取締役会及び監査役会に報告しております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性

当社は、監査役の職務の執行に必要な場合、監査役会と協議のうえ、必要な業務量に応じて専任又は兼任の補助使用人を置くこととなっております。監査役会の補助使用人を設置する場合は、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うものとし、また人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得るものとします。

また、業務監査室は、監査役との協議により、監査役会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告するものとします。今後は、業務監査室の人員増加等により、内部統制体制の一層の強化に努めます。

(7) 監査役への報告体制

当社及びグループ会社の役職員は、監査役に対して、次の事項を報告します。なお、監査役に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築し、運用しております。

① 当社及び当社グループに関する重要事項
② 当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
③ 法令・定款違反事項
④ コンプライアンス体制の運用及びホットライン通報状況
⑤ 業務監査室による監査結果
⑥ 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要に応じて、経営会議その他当社の重要な会議へ出席し、また、当社及びグループ会社の役職員に個別にヒアリングを実施することができます。監査役会は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要に応じて、専門の弁護士、公認会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受けることができます。

当社は、監査役からの求めがあった場合は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還並びに債務の処理を行います。

6−2. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況

当事業年度において、取締役会を13回開催し、「取締役会規程」に定められた決議事項及び報告事項について審議及び確認するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行っております。

当社及び当社グループ会社の役職員で構成される経営会議を12回、月次決算報告会を11回開催し、当社グループの事業に関する重要事項の協議及び報告を行い、また、当社グループの事業に内在するリスクを集約して対策を講じるためのリスク判定会議を３回開催いたしました。

各会議に関する資料及び議事録は、法令及び「文書保存管理規程」に従い、安全かつ適切に管理しております。

当社取締役は当社グループ会社の役員を兼務しており、各社の取締役会等の重要な会

議に出席して決議及び報告内容を確認し、当社取締役会にて適切に報告しております。
　コンプライアンスに関する会議を３回開催し、当社グループにおけるコンプライアンス関連事項及びホットラインの運用状況等を共有し、その内容を当社取締役会にて報告しております。また、当社グループ会社の役職員を対象に、コンプライアンス研修を14回開催いたしました。
　業務監査担当者は、「内部監査規程」に則り策定した監査計画に基づき、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告しております。
　当事業年度において、当社の監査役会は15回開催され、常勤監査役からの報告等情報共有を行うと共に、監査役間相互における活発な意見交換を行っております。また、監査役は取締役会に出席し、決議事項等の審議において積極的な意見表明を行うなど、当社及び当社グループにおけるガバナンス体制の充実に向けた役割を果たしております。

（注）　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**5,000,969**	**流動負債**	**2,854,120**
現金及び預金	1,869,451	買掛金	665,406
受取手形及び売掛金	1,100,483	短期借入金	150,000
商品及び製品	17,893	１年内償還予定の社債	50,000
仕掛品	129,689	リース債務	239,841
原材料及び貯蔵品	12,327	未払金	441,882
番組勘定	1,398,369	未払費用	129,194
未収還付法人税等	181,650	未払法人税等	79,020
その他	304,111	未払消費税等	26,885
貸倒引当金	△13,006	前受金	725,042
固定資産	**1,556,899**	賞与引当金	148,174
有形固定資産	**624,849**	その他	198,672
建物	139,810	**固定負債**	**700,091**
機械及び装置	11,720	社債	175,000
工具、器具及び備品	192,373	リース債務	264,370
リース資産	279,823	退職給付に係る負債	205,360
その他	1,121	その他	55,360
無形固定資産	**167,789**	**負債合計**	**3,554,212**
のれん	74,109	**（純資産の部）**	
ソフトウエア	69,453	**株主資本**	**2,299,332**
その他	24,226	**資本金**	**3,457,496**
投資その他の資産	**764,260**	**資本剰余金**	**2,846,622**
投資有価証券	81,214	**利益剰余金**	**△3,829,531**
関係会社出資金	283,969	**自己株式**	**△175,253**
長期貸付金	93,500	**その他の包括利益累計額**	**34,443**
繰延税金資産	111,748	**その他有価証券評価差額金**	**△2,805**
破産更生債権等	546,962	**為替換算調整勘定**	**37,249**
その他	287,873	**非支配株主持分**	**669,880**
貸倒引当金	△641,007	**純資産合計**	**3,003,656**
資産合計	**6,557,869**	**負債・純資産合計**	**6,557,869**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**11,123,821**
売上原価		**7,100,419**
売上総利益		**4,023,402**
販売費及び一般管理費		**3,856,229**
営業利益		**167,172**
営業外収益		
受取利息	1,252	
受取配当金	1,825	
貸倒引当金戻入額	62,269	
還付消費税等	31,293	
その他	19,220	115,860
営業外費用		
支払利息	45,504	
社債発行費	8,780	
持分法による投資損失	13,438	
その他	11,897	79,620
経常利益		**203,412**
特別利益		
その他	88,000	88,000
特別損失		
投資有価証券売却損	42,392	
事業撤退損	8,769	51,162
税金等調整前当期純利益		**240,250**
法人税、住民税及び事業税	147,696	
過年度法人税等	△256,083	
法人税等調整額	△8,064	△116,450
当期純利益		**356,701**
非支配株主に帰属する当期純利益		188,984
親会社株主に帰属する当期純利益		**167,716**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,457,496	2,859,329	△3,997,247	△175,253	2,144,323
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			167,716		167,716
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△12,707			△12,707
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計		△12,707	167,716		155,009
当期末残高	3,457,496	2,846,622	△3,829,531	△175,253	2,299,332

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2,292	45,519	43,227	487,988	2,675,539
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					167,716
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				△7,092	△19,800
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△513	△8,270	△8,783	188,984	180,201
連結会計年度中の変動額合計	△513	△8,270	△8,783	181,892	328,117
当期末残高	△2,805	37,249	34,443	669,880	3,003,656

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,813,147**	**流動負債**	**4,401,909**
現金及び預金	740,004	買掛金	49,668
売掛金	112,771	短期借入金	150,000
前払費用	30,025	１年以内償還予定の社債	50,000
関係会社短期貸付金	484,936	リース債務	194,283
未収入金	318,899	未払金	126,944
その他	126,509	未払費用	15,980
		未払法人税等	20,985
		預り金	10,630
		関係会社預り金	3,738,913
		賞与引当金	43,639
		その他	863
固定資産	**4,236,331**	**固定負債**	**377,339**
有形固定資産	**186,972**	社債	175,000
工具、器具及び備品	8,300	リース債務	190,108
リース資産	177,759	その他	12,230
その他	912	**負債合計**	**4,779,248**
無形固定資産	**21,385**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	21,385	**株主資本**	**1,273,035**
投資その他の資産	**4,027,974**	**資本金**	**3,457,496**
投資有価証券	35,399	**資本剰余金**	**3,114,903**
関係会社株式	3,557,776	資本準備金	3,061,353
関係会社出資金	136,672	その他資本剰余金	53,550
関係会社長期貸付金	654,123	**利益剰余金**	**△5,124,109**
長期貸付金	93,500	その他利益剰余金	△5,124,109
その他	123,764	繰越利益剰余金	△5,124,109
貸倒引当金	△573,262	**自己株式**	**△175,253**
		評価・換算差額等	**△2,805**
		その他有価証券評価差額金	**△2,805**
		純資産合計	**1,270,230**
資産合計	**6,049,478**	**負債・純資産合計**	**6,049,478**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,252,300**
売上原価		**980,552**
売上総利益		**271,747**
販売費及び一般管理費		**756,936**
営業損失		**485,188**
営業外収益		
受取利息	18,224	
受取配当金	761	
貸倒引当金戻入額	52,424	
連結納税個別帰属額調整益	17,015	
その他	191	88,616
営業外費用		
支払利息	41,186	
社債利息	612	
社債発行費	8,780	
その他	2,945	53,525
経常損失		**450,097**
特別利益		
投資損失引当金戻入額	74,000	
その他	88,000	162,000
特別損失		
投資有価証券売却損	42,392	
関係会社株式評価損	24,711	
貸倒引当金繰入額	76,000	143,104
税引前当期純損失		**431,201**
法人税、住民税及び事業税	△144,752	△144,752
当期純損失		**286,448**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年４月１日から
2019年３月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	3,457,496	3,061,353	53,550	3,114,903	△4,837,660
事業年度中の変動額					
当期純損失					△286,448
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計					△286,448
当期末残高	3,457,496	3,061,353	53,550	3,114,903	△5,124,109

項目	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△175,253	1,559,484	△2,292	1,557,192
事業年度中の変動額				
当期純損失		△286,448		△286,448
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△513	△513
事業年度中の変動額合計		△286,448	△513	△286,962
当期末残高	△175,253	1,273,035	△2,805	1,270,230

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月14日

ブロードメディア株式会社
取締役会　御中

仁智監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　森永良平　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　山口一成　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ブロードメディア株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブロードメディア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月14日

ブロードメディア株式会社
取締役会　御中

仁智監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　森　永　良　平　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山　口　一　成　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ブロードメディア株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、子会社における架空取引被害が前事業年度に発生しましたが、再発防止に向け内部統制上の改善に着実に取り組んでいることを確認しております。引き続き実施状況を監視してまいります。

そのほか当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仁智監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月16日

ブロードメディア株式会社　監査役会

監査役(常勤)　古　屋　俊　一　㊞
監　査　役　北　谷　賢　司　㊞
監　査　役　佐　藤　淳　子　㊞
監　査　役　山　田　純　　㊞

（注） 監査役 古屋俊一、北谷賢司、佐藤淳子及び山田純は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

　当社として計画しておりますグループ統合を見据え、子会社の事業目的等を、当社の事業目的に追加するものであります（変更案第２条）。

2. 変更の内容

　変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章 （目　的） 第２条　当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。	第１章 （目　的） 第２条　当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。
１．通信ネットワークを利用した映画、ゲーム、音楽を含む映像・音声・データ等のコンテンツ配信サービス	１．ハードディスク等の記録媒体または通信ネットワークを利用した映画、ゲーム、音楽を含む映像・音声・データ等のコンテンツ配信サービス
２．映画、ゲーム、音楽を含む映像・音声・データ等のコンテンツの企画、制作、仕入れ、マーケティング、配信、販売、譲渡、利用許諾および管理ならびにこれらの仲介、コンサルティング業務	２．映画、ゲーム、音楽を含む映像・音声・データ等のコンテンツの企画、制作、仕入れ、マーケティング、配信、販売、譲渡、利用許諾および管理ならびにこれらの仲介
（第３号乃至第５号　条文省略）	（第３号乃至第５号　現行どおり）
６．放送・通信機器、家庭用電化製品、コンピュータ、その周辺機器、コンピュータネットワークシステムおよびソフトウェアの開発、設計、製造、リース、レンタルおよび販売ならびに保守管理	６．放送・通信機器、家庭用電化製品、コンピュータ、その周辺機器、コンピュータネットワークシステムおよびソフトウェアの開発、設計、製造、リース、レンタル、販売、販売代行、営業代行、導入および設置工事ならびに保守管理
（第７号　条文省略）	（第７号　現行どおり）
＜新設＞	８．各種携帯電話等の移動体通信機器およびその付属品の販売、レンタルならびに加入手続の取次代理店業務
＜新設＞	９．古物品の売買、販売代行および仲介業務

現　行　定　款	変　更　案
＜新設＞	10. 電気およびガス、エコ商品の販売ならびに仲介、各種工事および設計、施工ならびに管理
＜新設＞	11. コールセンター事業の運営およびオペレーターの教育
＜新設＞	12. 劇場用映画、テレビ番組等の映像ソフトの企画制作、販売および賃貸
＜新設＞	13. 映画、放送その他の映像および音声媒体の音声制作、テキスト制作、日本語版を含む多言語版制作
＜新設＞	14. 上映設備、放送用設備、スタジオ、撮影・録画・録音機材の賃貸および管理
＜新設＞	15. 保管業、倉庫業および倉庫等の賃貸業
＜新設＞	16. 音響機器および映像機器等の企画、製作、販売、レンタル、およびその周辺機器のリースおよび賃貸業
＜新設＞	17. 電気通信設備工事およびこれに付帯する設備の開発、販売ならびに賃貸、斡旋、保守
＜新設＞	18. 通信単位制高等学校の運営
＜新設＞	19. 学校および教室の経営、教育に関するカリキュラム、教材の作成、販売、教師養成および派遣、検定試験の実施運営
＜新設＞	20. 学童保育、保育園、託児所等の保育施設の経営および保育施設関連事業
＜新設＞	21. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
8．書籍、雑誌その他印刷物の企画、制作および販売	22. 書籍、雑誌その他印刷物の企画、制作および販売
9．電気通信事業法に基づく電気通信事業	23. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
10. 著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、譲渡、使用許諾、管理並びにこれらの仲介業務	24. 著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、譲渡、使用許諾、保守、管理ならびにこれらの仲介業務

現行定款	変更案
11. 広告代理店業務	25. 広告代理店業務および広告に関する市場調査、市場分析
12. 各種イベントの企画、制作、運営	26. 各種イベントの企画、制作、運営
13. 通信販売業	27. 通信販売業
＜新設＞	28. 損害保険の代理店業務および生命保険の募集に関する業務
＜新設＞	29. 各種商材の取次業および販売代理業
＜新設＞	30. 前各号に付帯または関連する輸出入業務
＜新設＞	31. 前各号に付帯または関連する調査、企画、研究、開発、広告、宣伝およびコンサルティング業
14. 小売電気事業およびその仲介業務	＜削除＞
15. 前各号に付帯・関連する一切の業務	32. 前各号に付帯または関連する一切の業務

第２号議案　取締役６名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（６名）が任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数*
1	橋本太郎（はしもとたろう） （1958年６月５日）	1982年４月　野村證券株式会社入社 1996年５月　ソフトバンク株式会社（現：ソフトバンクグループ株式会社）入社 同社財務経理部企業投資室長 1998年５月　日本デジタル放送サービス株式会社（現：スカパーJSAT株式会社） 常務取締役 2000年３月　当社代表取締役社長（現任） 2002年１月　株式会社釣りビジョン取締役会長 2004年６月　ブロードメディア・スタジオ株式会社 代表取締役社長（現任） 2006年６月　ハリウッドチャンネル株式会社代表取締役社長（現任） 2009年９月　ルネサンス・アカデミー株式会社取締役会長（現任） 2010年４月　デジタルシネマ倶楽部株式会社取締役会長（現任） 2016年４月　ブロードメディアGC株式会社代表取締役社長（現任） 2017年６月　ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社取締役会長（現任） 2018年３月　株式会社釣りビジョン代表取締役会長兼社長（現任）	1,161,199株

＊（注）7.8.参照

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数*
2	久保利人(くぼとしひと) (1969年6月26日)	1995年4月　フジモリ産業株式会社入社 1996年9月　ソフトバンク株式会社（現：ソフトバンクグループ株式会社）入社 1998年10月　マークアイ株式会社入社 2000年4月　当社入社 2002年1月　アカマイ・テクノロジーズ・ジャパン株式会社(現：ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社)出向 営業部長 2003年1月　CDNソリューションズ株式会社(現：ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社)取締役 2003年10月　当社CDN事業部長 2006年6月　当社取締役技術サービス統括兼CDN事業部長 2007年3月　当社取締役技術サービス本部長 2012年3月　デジタルシネマ倶楽部株式会社代表取締役社長（現任） 2014年5月　ルーネット・システムズ株式会社(現：ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社)代表取締役社長 2015年6月　当社執行役員技術サービス本部長 2016年4月　ブロードメディアGC株式会社取締役（現任） 2016年6月　当社取締役執行役員技術サービス本部長（現任） 2017年6月　ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社代表取締役社長（現任） 2018年6月　ブロードメディア・スタジオ株式会社取締役（現任）	91,941株
3	嶋村安高(しまむらやすたか) (1971年9月30日)	1996年4月　株式会社ペイ・パー・ビュー・ジャパン（現：株式会社スカパー・ブロードキャスティング）入社 2002年11月　当社入社 2007年6月　ハリウッドチャンネル株式会社取締役 2008年4月　当社コンテンツサービス本部副本部長 2009年12月　ハリウッドチャンネル株式会社取締役COO 2010年5月　当社コンテンツ本部長 2010年6月　当社取締役コンテンツ本部長 2012年6月　株式会社釣りビジョン取締役（現任） 2015年6月　当社取締役執行役員コンテンツ戦略本部長（現任） ブロードメディア・スタジオ株式会社取締役	42,084株

＊（注）7.参照

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数*
4	押尾英明(おしおひであき) (1973年4月16日)	2001年11月 株式会社トラストワーク（現：株式会社オープンループ）入社 2004年2月 当社入社 2006年11月 当社社長室経営企画グループ シニアマネージャー 2008年1月 当社管理本部財務経理部財務課長 2010年5月 当社管理本部財務部長 2015年6月 当社取締役執行役員CFO経営管理本部長（現任） CDNソリューションズ株式会社(現：ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社)取締役（現任） ブロードメディア・スタジオ株式会社取締役（現任） ハリウッドチャンネル株式会社取締役（現任） ルネサンス・アカデミー株式会社取締役（現任） 2016年4月 ブロードメディアGC株式会社取締役（現任） 2018年8月 株式会社釣りビジョン取締役（現任）	46,751株
5	桃井隆良(ももいたかよし) (1953年8月20日)	1982年4月 株式会社考え方研究社入社 1986年4月 株式会社公文教育研究会入社 1988年2月 株式会社大阪有線放送社（現：株式会社USEN）入社 1994年6月 株式会社第一興商入社 2002年4月 ソフトバンク・ブロードメディア株式会社（現：SBBM株式会社）入社 2002年6月 当社取締役コンテンツサービス本部長 2004年11月 当社取締役ブロードバンド事業部長 2005年10月 ルネサンス・アカデミー株式会社代表取締役社長（現任） 2015年6月 当社取締役（現任） 2016年4月 一般社団法人科学検定協会（現：一般社団法人STEAM教育協会）代表理事（現任） 2017年6月 株式会社日本語センター代表取締役社長（現任）	107,604株

＊（注）7.参照

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数*
6	関(せき) 伸(のぶ) 彦(ひこ) (1967年2月16日)	1990年4月　建設省(現:国土交通省)入省 1996年10月　ゴールドマン・サックス証券会社入社 2005年12月　同社投資銀行部門マネージング・ディレクター 2009年7月　株式会社フジタ専務執行役員経営本部長 2009年10月　同社取締役 2010年11月　シティグループ証券株式会社投資銀行本部マネージングディレクター 2012年4月　株式会社産業革新機構(現:株式会社産業革新投資機構)投資事業グループ マネージング・ディレクター 2014年6月　当社取締役(現任) 2014年12月　株式会社教育測定研究所取締役副社長兼CFO 2015年3月　株式会社EduLab代表取締役副社長兼CFO(現任)	28,264株

＊(注)7.参照

(注) 1. 取締役候補者橋本太郎氏は、当社完全子会社のブロードメディア・スタジオ株式会社、ハリウッドチャンネル株式会社及びブロードメディアGC株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社完全子会社のルネサンス・アカデミー株式会社、ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社及びデジタルシネマ倶楽部株式会社の取締役会長を兼務しております。また、当社連結子会社の株式会社釣りビジョンの代表取締役会長兼社長を兼務しております。
2. 取締役候補者久保利人氏は、当社完全子会社のブロードメディア・テクノロジーズ株式会社及びデジタルシネマ倶楽部株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
3. 取締役候補者桃井隆良氏は、当社完全子会社のルネサンス・アカデミー株式会社の代表取締役社長を兼務しており、一般社団法人STEAM教育協会の代表理事を兼務しております。
4. 関伸彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 関伸彦氏は、豊富な経験と財務等に関する専門的知見を有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を金1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額に限定する旨の契約を、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)と締結することができる旨を定款第27条第2項において規定しております。関伸彦氏が社外取締役として再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 所有する当社株式の数には、当社役員持株会における各自の持分を含めた2019年3月31日現在の実質所有株式数を記載しております。
8. 取締役候補者橋本太郎氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社TALOが保有する株式数1,000,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

1．インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、以下のいずれかの方法で議決権を行使可能です。

［QRコードを読み取る方法（「スマート行使」）］

同封の議決権行使書用紙右片に記載の「QRコード」をスマートフォン等で読み取り、画面の案内に従って賛否を入力ください（議決権行使コード及びパスワードのご入力は不要です）。「スマート行使」による議決権行使は１回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記［議決権行使コード・パスワードを入力する方法］により再度ご行使いただく必要があります。

［議決権行使コード・パスワードを入力する方法］

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にて、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(2) 行使期限は2019年６月27日（木曜日）午後６時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

(4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(5) インターネット接続に係る費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

(6)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である みずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

(1) スマート行使、議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル　0120-768-524（平日 9：00～21：00）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル　0120-288-324（平日 9：00～17：00）

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　八芳園　本館３階「CHAT（チャット）」
〒108-8631　東京都港区白金台一丁目１番１号
TEL　(03) 3443-3111(代表)

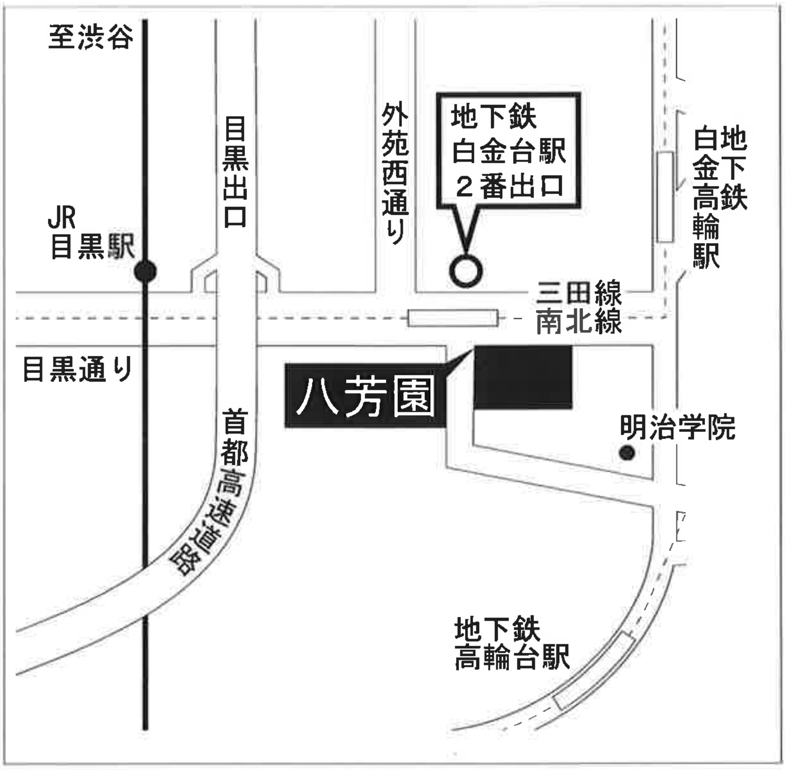

交通のご案内　●地下鉄　南　北　線 ┐ 白金台駅２番出口より徒歩１分
　　　　　　　　　　　　都営三田線 ┘
　　　　　　　　　　　　都営浅草線　高輪台駅より徒歩12分
　　　　　　●ＪＲ山手線　目黒駅より徒歩15分

第23回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連結注記表
個別注記表

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

ブロードメディア株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.broadmedia.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

連　結　注　記　表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1－1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数　８社

連結子会社の名称

ブロードメディア・テクノロジーズ㈱
㈱釣りビジョン
ブロードメディア・スタジオ㈱
ハリウッドチャンネル㈱
ブロードメディアGC㈱
ルネサンス・アカデミー㈱
デジタルシネマ倶楽部㈱
Oy Gamecluster Ltd.

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

ギガ・ブレーンズ㈱
㈱日本語センター
ブロードメディア・コミュニケーションズ㈱

連結の範囲から除いた理由

ギガ・ブレーンズ㈱、㈱日本語センター及びブロードメディア・コミュニケーションズ㈱は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

1－2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法適用の関連会社数　２社

会社等の名称

ガラポン㈱

湖南快楽垂釣発展有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

会社等の名称

ギガ・ブレーンズ㈱

㈱日本語センター

ブロードメディア・コミュニケーションズ㈱

持分法を適用していない理由

ギガ・ブレーンズ㈱、㈱日本語センター及びブロードメディア・コミュニケーションズ㈱は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。

1－3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は、全部純資産直入法によって処理し、売却原価は、移動平均法によって算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③　棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

番組勘定

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社１社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（期末自己都合要支給額の100％相当額）を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、収益及び費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建仕入債務

③ ヘッジ方針

主に当社の内規である為替リスク管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象に関する重要な条件等が一致しており、かつキャッシュ・フローが固定されているため、ヘッジの有効性評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

２．表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第５号　2018年３月26日）を当連結会計年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

3－1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,043,788千円

3－2. 担保資産

ソフトウエア	167千円

上記の担保資産は、リース料の支払に対するものであります。

４．連結損益計算書に関する注記

特別利益 その他

2015年３月に当社は連結子会社である株式会社釣りビジョンの株式の一部を売却しておりますが、その際に前提とした株式価値算定には、2018年１月以降に開示いたしました株式会社釣りビジョンにおける架空取引被害に関わる将来収益の見込も含まれておりました。そのため、売却先と協議の上、本件取引による影響を控除した株式価値の再算定を行い、再算定後の株式売買価額について合意をいたしました。当該合意により、合意金額と減額等を合理的に見込んだ金額との差額を特別利益のその他として計上しております。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

５－1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	79,147,323株

５－2．当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,157,427株

６．金融商品に関する注記

６－1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金については資金需要に応じ銀行借入により調達し、設備資金については主にファイナンス・リース契約を利用して調達を行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、実需に伴う取引に限定し、投機目的での取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。またその一部にはコンテンツの調達等に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、５年以内であります。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。当社の内規である為替リスク管理規程に基づき、実需に伴う取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1－3. (6) 重要なヘッジ会計の方法」を参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、受取手形及び売掛金（営業債権）及びその他債権について、取引先管理規程に基づき、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の定期的な見直し等を実施しております。各連結子会社においても当社に準じて同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

一部の連結子会社は、外貨建の営業債務について、先物為替予約取引によるヘッジを行っております。為替リスク管理規程に規定する手順により取引の実行及びモニタリングを行い、実需に伴う取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門及び各連結子会社からの報告に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

6－2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 3. 参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,869,451	1,869,451	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,100,483		
貸倒引当金	△13,006		
	1,087,476	1,087,476	—
(3) 長期貸付金	93,500		
貸倒引当金	△93,500		
	—	—	—
(4) 破産更生債権等	546,962		
貸倒引当金	△546,744		
	217	217	—
(5) 投資有価証券	7,064	7,064	—
資産合計	2,964,209	2,964,209	—
(1) 買掛金	665,406	665,406	—
(2) 短期借入金	150,000	150,000	—
(3) 社債 (注)1	225,000	225,857	857
(4) リース債務 (注)2	504,212	507,995	3,783
(5) 未払金	441,882	441,882	—
(6) 未払法人税等	79,020	79,020	—
(7) 未払消費税等	26,885	26,885	—
負債合計	2,092,408	2,097,048	4,640

(注) 1. 流動負債の「１年内償還予定の社債」と固定負債の「社債」の合計額であります。
2. 流動負債の「リース債務」と固定負債の「リース債務」の合計額であります。
3. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金、(4) 破産更生債権等

時価の算定は、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(5) 投資有価証券
　投資信託の時価については取引所の価格、債券の時価については金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等
　これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債
　償還額を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務
　元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	74,150
関係会社出資金	283,969

　これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、非上場株式等については、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。また、関係会社出資金については、時価開示の対象としておりません。

5. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,869,451			
受取手形及び売掛金	1,100,483			
合計	2,969,934	—	—	—

　長期貸付金（93,500千円）は、返済予定額が見込めないため、記載しておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　29円92銭

(2) 1株当たり当期純利益　2円15銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1－1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券で時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は、全部純資産直入法によって処理し、売却原価は、移動平均法によって算定しております。

③ その他有価証券で時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

1－2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

1－3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、財務健全性の観点から、投資先の財政状態及び将来の回復可能性等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

1－4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（2）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

２．表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号　2018年３月26日）を当事業年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

３．貸借対照表に関する注記

3－1．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	1,179,718千円

3－2．担保資産

売掛金	2,458千円
流動資産（その他）	5,045千円
ソフトウエア	167千円
関係会社株式	122,840千円
計	130,510千円

上記の担保資産は、すべてデジタルシネマ倶楽部㈱のリース料にかかる債務に対するものであります。

3－3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

貸借対照表に表示されているものを除いた関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は以下のとおりです。

短期金銭債権	446,606千円
長期金銭債権	1,350千円
短期金銭債務	9,543千円

3－4. 偶発債務

債務保証

次の関係会社について、リース会社に対するリース料の支払いが滞った場合に対し債務保証を行っております。

保証先	金額（千円）	内容
デジタルシネマ倶楽部㈱	14,669	支払リース料

4．損益計算書に関する注記

4－1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高	326,141千円
仕入高	13,601千円

(2) 営業取引以外の取引高

営業外収益	34,204千円
営業外費用	3,431千円

4－2. 特別利益 その他

2015年３月に当社は連結子会社である株式会社釣りビジョンの株式の一部を売却しておりますが、その際に前提とした株式価値算定には、2018年１月以降に開示いたしました株式会社釣りビジョンにおける架空取引被害に関わる将来収益の見込も含まれておりました。そのため、売却先と協議の上、本件取引による影響を控除した株式価値の再算定を行い、再算定後の株式売買価額について合意をいたしました。当該合意により、合意金額と減額等を合理的に見込んだ金額との差額を特別利益のその他として計上しております。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

5−1．当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	79,147,323株

5−2．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,157,427株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	13,362千円
未払費用	5,391千円
減価償却超過額	54,436千円
投資有価証券	196,172千円
貸倒引当金	175,533千円
繰越欠損金	1,597,173千円
その他	23,194千円
繰延税金資産小計	2,065,264千円
評価性引当額	△2,065,264千円
繰延税金資産合計	−千円

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	ブロードメディア・テクノロジーズ㈱	所有 直接100.0%	役員の兼任	連結法人税個別帰属額 資金の預託・払戻(注)3 利息の支払	— — 1,199	未収入金 関係会社預り金 —	89,426 1,295,621 —
子会社	㈱釣りビジョン	所有 直接51.6%	役員の兼任	資金の預託・払戻(注)3 利息の支払	— 72	関係会社預り金 —	200,110 —
子会社	ブロードメディア・スタジオ㈱	所有 直接100.0%	役員の兼任	資金の預託・払戻(注)3 利息の支払	— 1,010	関係会社預り金 —	784,610 —
子会社	ブロードメディアGC㈱	所有 直接100.0%	役員の兼任	資金の貸付・回収(注)3 利息の受取 連結納税個別帰属額調整益	— 7,382 8,806	関係会社短期貸付金 — —	484,936 — —
子会社	ハリウッドチャンネル㈱	所有 直接100.0%	役員の兼任	資金の貸付・回収(注)3 利息の受取 連結納税個別帰属額調整益	— 9,788 5,792	関係会社長期貸付金 — —	654,123 — —
子会社	ルネサンス・アカデミー㈱	所有 直接100.0%	役員の兼任	連結法人税個別帰属額 資金の預託・払戻(注)3 利息の支払	— — 1,020	未収入金 関係会社預り金 —	105,249 1,252,811 —
子会社	デジタルシネマ倶楽部㈱	所有 直接100.0%	役員の兼任	資金の預託・払戻(注)3 利息の支払 デジタルシネマサービスの売上 保証債務（注)4	— 129 282,249 14,669	関係会社預り金 — 売掛金 —	205,761 — 49,928 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 価格その他の取引条件は、双方協議の上締結した契約書または覚書等に基づいており、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 上記取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

3. ブロードメディアグループ内の資金の効率化を図ることを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額の記載を省略しております。

4. デジタルシネマ倶楽部㈱のリース会社に対する支払リース料の支払が滞った場合に対し債務保証を行っております。なお、保証料の受領はありません。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	16円29銭
(2) １株当たり当期純損失	３円67銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

別紙B

2020年　2月　19日

東京都中央区月島一丁目14番7号
ブロードメディア・スタジオ株式会社
代表取締役社長　橋本　太郎

吸収合併に係る事前開示書類
（会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める書面）

ブロードメディア・スタジオ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2019年10月30日付でブロードメディア株式会社（以下「BM」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、BMを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本件吸収合併に際し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）
2019年10月30日付で当社とBMが締結した吸収合併契約書は別紙1のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号、第3項）
本件吸収合併に際して吸収合併消滅会社の株主に対する株式その他の金銭の交付は行いませんが、当社はBMの完全子会社であることから相当であると判断しております。

３．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号、第4項）
上記2のとおり、合併対価の交付は行われないため、該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号、第5項）
該当事項はありません。

５．吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第1号）
BMの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

6．吸収合併消滅会社の決算期後に生じた重要な事実（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、第 6 項第 2 号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

7．吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

当社および BM の最終事業年度（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）の末日の貸借対照表における資産の額は、その負債の額を上回っています。2019 年 4 月 1 日以降本日までの間、当社および BM において、本吸収合併後における BM の債務の履行に支障を及ぼすような損益状況は生じておりません。

また、本吸収合併後の BM の財務および損益の状況について、BM の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

以上により、本吸収合併後における BM の債務について履行の見込みはあるものと判断しています。

以上

別紙1

合併契約書

ブロードメディア株式会社（住所：東京都港区赤坂八丁目4番14号、以下「BM」という）およびブロードメディア・スタジオ株式会社（住所：東京都中央区月島一丁目14番7号、以下「BMS」という）は、合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　（合併の方法）

BMおよびBMSは、BMを吸収合併存続会社、BMSを吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条　（合併に際して発行する株式等）

BMは、本合併に際して、BMSの株主に対し一切の対価を交付しない。

第3条　（資本金および資本準備金等の額に関する事項）

本合併によりBMの資本金、資本準備金の額は増減しないものとする。ただし、本合併の効力発生日におけるBMSの資産および負債の状況等により、BMおよびBMSが協議の上、これを変更することができる。

第4条　（吸収合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、BMとBMSが協議の上、これを変更することができる。

第5条　（会社財産の引継ぎ）

BMSは、2019年3月31日現在のBMSの貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を合併効力発生日においてBMに引継ぎ、BMはこれを承継する。

２．　BMSは、2019年3月31日から効力発生日に至る間の資産および負債ならびに権利義務の変動について、別途計算書を添付してその内容をBMに明示する。

第6条　（合併後の取締役および監査役）

合併後の取締役および監査役については、BMの取締役、監査役がそのまま継続し、BMSの取締役および監査役はその地位を失う。

第7条　（従業員の処遇）

BMは、本合併の効力発生日において、BMSの全従業員をBMの従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、BMおよびBMSが協議の上、これを決定する。

第８条　（会社財産の管理等）
BM および BMS は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理、運営し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ BM および BMS が協議し、合意の上、これを実行する。

第９条　（合併条件の変更および本契約の解除）
本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、BM または BMS いずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、BM および BMS が協議し合意の上、本合併の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第１０条　（本契約の効力）
本合併は、本合併の効力発生日の前日までに、BM および BMS において、本合併に必要な機関による本合併の承認が得られないとき、法令に定められた関係官庁の承認および認可が得られないとき、または BMS において債務超過があり、それが解消しないときは、その効力を失う。

第１１条　（解散費用）
本合併の効力発生日以降において、BMS の解散のために支出すべき費用は、すべて BM の負担とする。

第１２条　（本契約に定めのない事項）
本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って BM と BMS が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、BM、BMS 記名押印の上、本書１通を作成し、BM が原本、BMS が写しを保管する。

2019 年 10 月 30 日

BM：東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
　　ブロードメディア株式会社
　　　代表取締役社長　　橋本　太郎　印

BMS：東京都中央区月島一丁目 14 番 7 号
　　ブロードメディア・スタジオ株式会社
　　　代表取締役社長　　橋本　太郎　印

～省略～

※別紙２につきましては、既出の、ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社の事前開示書面における「別紙２」と同内容となりますので、省略をさせていただきます。

別紙C

2020年　2月　19日

東京都港区赤坂八丁目4番14号
ハリウッドチャンネル株式会社
代表取締役社長　橋本太郎

吸収合併に係る事前開示書類
（会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める書面）

ハリウッドチャンネル株式会社（以下「当社」といいます。）は、2019年10月30日付でブロードメディア株式会社（以下「BM」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、BMを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本件吸収合併に際し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）
2019年10月30日付で当社とBMが締結した吸収合併契約書は別紙1のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号、第3項）
本件吸収合併に際して吸収合併消滅会社の株主に対する株式その他の金銭の交付は行いませんが、当社はBMの完全子会社であることから相当であると判断しております。

３．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号、第4項）
上記2のとおり、合併対価の交付は行われないため、該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号、第5項）
該当事項はありません。

５．吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第1号）
BMの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

6．吸収合併消滅会社の決算期後に生じた重要な事実（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、第 6 項第 2 号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

7．吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

BM の最終事業年度（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）の末日の貸借対照表における資産の額は、その負債の額を上回っています。当社は、最終事業年度（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）の末日の貸借対照表において債務超過となっておりますが、本吸収合併の効力発生に先立ち、BM が当社に対して有する債権のうち貸付金の一部を放棄し、当社の債務超過の状態を解消した後に本吸収合併を行う予定です。なお、かかる債権放棄はBMの債務履行の見込に影響を及ぼすものではありません。その他、最終事業年度以降（2019 年 4 月 1 日以降）本日までの間、当社及び BM において、本吸収合併後における BM の債務の履行に支障を及ぼすような損益状況は生じておりません。

また、本吸収合併後の BM の財務および損益の状況について、BM の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

以上により、本吸収合併後における BM の債務について履行の見込みはあるものと判断しております。

以上

別紙1

合併契約書

ブロードメディア株式会社（住所：東京都港区赤坂八丁目4番14号、以下「BM」という）およびハリウッドチャンネル株式会社（住所：東京都港区赤坂八丁目4番14号、以下「HC」という）は、合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　（合併の方法）
BMおよびHCは、BMを吸収合併存続会社、HCを吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条　（合併に際して発行する株式等）
BMは、本合併に際して、HCの株主に対し一切の対価を交付しない。

第3条　（資本金および資本準備金等の額に関する事項）
本合併によりBMの資本金、資本準備金の額は増減しないものとする。ただし、本合併の効力発生日におけるHCの資産および負債の状況等により、BMおよびHCが協議の上、これを変更することができる。

第4条　（吸収合併の効力発生日）
合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、BMとHCが協議の上、これを変更することができる。

第5条　（会社財産の引継ぎ）
HCは、2019年3月31日現在のHCの貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を合併効力発生日においてBMに引継ぎ、BMはこれを承継する。
2．　HCは、2019年3月31日から効力発生日に至る間の資産および負債ならびに権利義務の変動について、別途計算書を添付してその内容をBMに明示する。なお、BMは効力発生日の前日までに、HCが「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の届出が必要となるHCの事業について、別会社に譲渡または新設分割等を行うことを事前に承諾する。

第6条　（合併後の取締役および監査役）
合併後の取締役および監査役については、BMの取締役、監査役がそのまま継続し、HCの取締役および監査役はその地位を失う。

第7条　（従業員の処遇）
BMは、本合併の効力発生日において、HCの全従業員をBMの従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、BMおよびHCが協議の上、これを決定する。

第８条　（会社財産の管理等）

BM および HC は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理、運営し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ BM および HC が協議し、合意の上、これを実行する。

第９条　（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、BM または HC いずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、BM および HC が協議し合意の上、本合併の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第１０条　（本契約の効力）

本合併は、本合併の効力発生日の前日までに、BM および HC において、本合併に必要な機関による本合併の承認が得られないとき、法令に定められた関係官庁の承認および認可が得られないとき、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の届出が必要となる HC の事業について別会社への譲渡または新設分割等の効力が発生していないとき、または HC において債務超過があり、それが解消しないときは、その効力を失う。

第１１条　（解散費用）

本合併の効力発生日以降において、HC の解散のために支出すべき費用は、すべて BM の負担とする。

第１２条　（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って BM と HC が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、BM、HC 記名押印の上、本書１通を作成し、BM が原本、HC が写しを保管する。

2019 年 10 月 30 日

BM：東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
ブロードメディア株式会社
代表取締役社長　　橋本　太郎　印

HC：東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
ハリウッドチャンネル株式会社
代表取締役社長　　橋本　太郎　印

別紙２

～省略～

※別紙２につきましては、既出の、ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社の事前開示書面における「別紙２」と同内容となりますので、省略をさせていただきます。

別紙D

2020年　2月　19日

東京都港区赤坂八丁目4番14号
ブロードメディアGC株式会社
代表取締役社長　橋本太郎

吸収合併に係る事前開示書類
（会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める書面）

ブロードメディアGC株式会社（以下「当社」といいます。）は、2019年10月30日付でブロードメディア株式会社（以下「BM」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、BMを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本件吸収合併に際し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）
2019年10月30日付で当社とBMが締結した吸収合併契約書は別紙1のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号、第3項）
本件吸収合併に際して吸収合併消滅会社の株主に対する株式その他の金銭の交付は行いませんが、当社はBMの完全子会社であることから相当であると判断しております。

３．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号、第4項）
上記2のとおり、合併対価の交付は行われないため、該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号、第5項）
該当事項はありません。

５．吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第1号）
BMの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

6．吸収合併消滅会社の決算期後に生じた重要な事実（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第2号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

7．吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

BMの最終事業年度（2018年4月1日～2019年3月31日）の末日の貸借対照表における資産の額は、その負債の額を上回っています。当社は、最終事業年度（2018年4月1日～2019年3月31日）の末日の貸借対照表において債務超過となっておりますが、本吸収合併の効力発生に先立ち、BMが当社に対して有する債権のうち貸付金の一部を放棄し、当社の債務超過の状態を解消した後に本吸収合併を行う予定です。なお、かかる債権放棄はBMの債務履行の見込に影響を及ぼすものではありません。その他、最終事業年度以降（2019年4月1日以降）本日までの間、当社及びBMにおいて、本吸収合併後におけるBMの債務の履行に支障を及ぼすような損益状況は生じておりません。

また、本吸収合併後のBMの財務および損益の状況について、BMの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

以上により、本吸収合併後におけるBMの債務について履行の見込みはあるものと判断しております。

以上

別紙 1

合併契約書

ブロードメディア株式会社（住所：東京都港区赤坂八丁目4番14号、以下「BM」という）およびブロードメディアGC株式会社（住所：東京都港区赤坂八丁目4番14号、以下「BMGC」という）は、合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　（合併の方法）

BMおよびBMGCは、BMを吸収合併存続会社、BMGCを吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条　（合併に際して発行する株式等）

BMは、本合併に際して、BMGCの株主に対し一切の対価を交付しない。

第3条　（資本金および資本準備金等の額に関する事項）

本合併によりBMの資本金、資本準備金の額は増減しないものとする。ただし、本合併の効力発生日におけるBMGCの資産および負債の状況等により、BMおよびBMGCが協議の上、これを変更することができる。

第4条　（吸収合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、BMとBMGCが協議の上、これを変更することができる。

第5条　（会社財産の引継ぎ）

BMGCは、2019年3月31日現在のBMGCの貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を合併効力発生日においてBMに引継ぎ、BMはこれを承継する。

２．BMGCは、2019年3月31日から効力発生日に至る間の資産および負債ならびに権利義務の変動について、別途計算書を添付してその内容をBMに明示する。

第6条　（合併後の取締役および監査役）

合併後の取締役および監査役については、BMの取締役、監査役がそのまま継続し、BMGCの取締役および監査役はその地位を失う。

第7条　（従業員の処遇）

BMは、本合併の効力発生日において、BMGCの全従業員をBMの従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、BMおよびBMGCが協議の上、これを決定する。

第８条　（会社財産の管理等）
BM および BMGC は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理、運営し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ BM および BMGC が協議し、合意の上、これを実行する。

第９条　（合併条件の変更および本契約の解除）
本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、BM または BMGC いずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、BM および BMGC が協議し合意の上、本合併の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第１０条　（本契約の効力）
本合併は、本合併の効力発生日の前日までに、BM および BMGC において、本合併に必要な機関による本合併の承認が得られないとき、法令に定められた関係官庁の承認および認可が得られないとき、または BMGC において債務超過があり、それが解消しないときは、その効力を失う。

第１１条　（解散費用）
本合併の効力発生日以降において、BMGC の解散のために支出すべき費用は、すべて BM の負担とする。

第１２条　（本契約に定めのない事項）
本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って BM と BMGC が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、BM、BMGC 記名押印の上、本書１通を作成し、BM が原本、BMGC が写しを保管する。

2019 年 10 月 30 日

BM：東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
ブロードメディア株式会社
代表取締役社長　　橋本　太郎　印

BMGC：東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
ブロードメディア GC 株式会社
代表取締役社長　　橋本　太郎　印

～省略～

※別紙２につきましては、既出の、ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社の事前開示書面における「別紙２」と同内容となりますので、省略をさせていただきます。

別紙 E

2020 年　2 月　19 日

茨城県久慈郡大子町大字浅川 1253 番地
ルネサンス・アカデミー株式会社
代表取締役社長　桃井　隆良

吸収合併に係る事前開示書類
（会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面）

ルネサンス・アカデミー株式会社（以下「当社」といいます。）は、2019 年 10 月 30 日付でブロードメディア株式会社（以下「BM」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、BM を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本件吸収合併に際し、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1．吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）
　2019 年 10 月 30 日付で当社と BM が締結した吸収合併契約書は別紙 1 のとおりです。

2．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号、第 3 項）
　本件吸収合併に際して吸収合併消滅会社の株主に対する株式その他の金銭の交付は行いませんが、当社は BM の完全子会社であることから相当であると判断しております。

3．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号、第 4 項）
　上記 2 のとおり、合併対価の交付は行われないため、該当事項はありません。

4．吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号、第 5 項）
　該当事項はありません。

5．吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、第 6 項第 1 号）
　BM の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

6．吸収合併消滅会社の決算期後に生じた重要な事実（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、第 6 項第 2 号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

7．吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

当社および BM の最終事業年度（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）の末日の貸借対照表における資産の額は、その負債の額を上回っています。2019 年 4 月 1 日以降本日までの間、当社および BM において、本吸収合併後における BM の債務の履行に支障を及ぼすような損益状況は生じておりません。

また、本吸収合併後の BM の財務および損益の状況については、BM の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

以上により、本吸収合併後における BM の債務について履行の見込みはあるものと判断しています。

以上

別紙1

合併契約書

ブロードメディア株式会社（住所：東京都港区赤坂八丁目4番14号、以下「BM」という）およびルネサンス・アカデミー株式会社（住所：茨城県久慈郡大子町大字浅川1253番地、以下「RA」という）は、合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　（合併の方法）
BMおよびRAは、BMを吸収合併存続会社、RAを吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条　（合併に際して発行する株式等）
BMは、本合併に際して、RAの株主に対し一切の対価を交付しない。

第3条　（資本金および資本準備金等の額に関する事項）
本合併によりBMの資本金、資本準備金の額は増減しないものとする。ただし、本合併の効力発生日におけるRAの資産および負債の状況等により、BMおよびRAが協議の上、これを変更することができる。

第4条　（吸収合併の効力発生日）
合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、BMとRAが協議の上、これを変更することができる。

第5条　（会社財産の引継ぎ）
RAは、2019年3月31日現在のRAの貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を合併効力発生日においてBMに引継ぎ、BMはこれを承継する。
２．RAは、2019年3月31日から効力発生日に至る間の資産および負債ならびに権利義務の変動について、別途計算書を添付してその内容をBMに明示する。

第6条　（合併後の取締役および監査役）
合併後の取締役および監査役については、BMの取締役、監査役がそのまま継続し、RAの取締役および監査役はその地位を失う。

第7条　（従業員の処遇）
BMは、本合併の効力発生日において、RAの全従業員をBMの従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、BMおよびRAが協議の上、これを決定する。

第８条　（会社財産の管理等）

BM および RA は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理、運営し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ BM および RA が協議し、合意の上、これを実行する。

第９条　（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、BM または RA いずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、BM および RA が協議し合意の上、本合併の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第１０条　（本契約の効力）

本合併は、本合併の効力発生日の前日までに、BM および RA において、本合併に必要な機関による本合併の承認が得られないとき、BM が RA の行っている学校事業を実施・承継すること等につき法令に定められた関係官庁の承認および認可が得られないとき、または RA において債務超過があり、それが解消しないときは、その効力を失う。

第１１条　（解散費用）

本合併の効力発生日以降において、RA の解散のために支出すべき費用は、すべて BM の負担とする。

第１２条　（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って BM と RA が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、BM、RA 記名押印の上、本書１通を作成し、BM が原本、RA が写しを保管する。

2019 年 10 月 30 日

BM：東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
　　ブロードメディア株式会社
　　　代表取締役社長　　橋本　太郎　印

RA：茨城県久慈郡大子町大字浅川 1253 番地
　　ルネサンス・アカデミー株式会社
　　　代表取締役社長　　桃井　隆良　印

～省略～

※別紙２につきましては、既出の、ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社の事前開示書面における「別紙２」と同内容となりますので、省略をさせていただきます。

別紙F

2020年　2月　19日

東京都港区赤坂八丁目4番14号
デジタルシネマ倶楽部株式会社
代表取締役社長　久保　利人

吸収合併に係る事前開示書類
（会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める書面）

デジタルシネマ倶楽部株式会社（以下「当社」といいます。）は、2019年10月30日付でブロードメディア株式会社（以下「BM」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、BMを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本件吸収合併に際し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1．吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）
2019年10月30日付で当社とBMが締結した吸収合併契約書は別紙1のとおりです。

2．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号、第3項）
本件吸収合併に際して吸収合併消滅会社の株主に対する株式その他の金銭の交付は行いませんが、当社はBMの完全子会社であることから相当であると判断しております。

3．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号、第4項）
上記2のとおり、合併対価の交付は行われないため、該当事項はありません。

4．吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号、第5項）
該当事項はありません。

5．吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第1号）
BMの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

6．吸収合併消滅会社の決算期後に生じた重要な事実（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、第 6 項第 2 号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

7．吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

当社および BM の最終事業年度（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）の末日の貸借対照表における資産の額は、その負債の額を上回っています。2019 年 4 月 1 日以降本日までの間、当社および BM において、本吸収合併後における BM の債務の履行に支障を及ぼすような損益状況は生じておりません。

また、本吸収合併後の BM の財務および損益の状況については、BM の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

以上により、本吸収合併後における BM の債務について履行の見込みはあるものと判断しています。

以上

別紙1

合併契約書

ブロードメディア株式会社（住所：東京都港区赤坂八丁目4番14号、以下「BM」という）およびデジタルシネマ倶楽部株式会社(住所：東京都港区赤坂八丁目4番14号、以下「DCC」という）は、合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　（合併の方法）

BMおよびDCCは、BMを吸収合併存続会社、DCCを吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。)。

第2条　（合併に際して発行する株式等）

BMは、本合併に際して、DCCの株主に対し一切の対価を交付しない。

第3条　（資本金および資本準備金等の額に関する事項）

本合併によりBMの資本金、資本準備金の額は増減しないものとする。ただし、本合併の効力発生日におけるDCCの資産および負債の状況等により、BMおよびDCCが協議の上、これを変更することができる。

第4条　（吸収合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2020年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、BMとDCCが協議の上、これを変更することができる。

第5条　（会社財産の引継ぎ）

DCCは、2019年3月31日現在のDCCの貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を合併効力発生日においてBMに引継ぎ、BMはこれを承継する。

２．DCCは、2019年3月31日から効力発生日に至る間の資産および負債ならびに権利義務の変動について、別途計算書を添付してその内容をBMに明示する。

第6条　（合併後の取締役および監査役）

合併後の取締役および監査役については、BMの取締役、監査役がそのまま継続し、DCCの取締役および監査役はその地位を失う。

第7条　（従業員の処遇）

BMは、本合併の効力発生日において、DCCの全従業員をBMの従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、BMおよびDCCが協議の上、これを決定する。

第８条　（会社財産の管理等）
BM および DCC は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理、運営し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ BM および DCC が協議し、合意の上、これを実行する。

第９条　（合併条件の変更および本契約の解除）
本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、BM または DCC いずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、BM および DCC が協議し合意の上、本合併の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第１０条　（本契約の効力）
本合併は、本合併の効力発生日の前日までに、BM および DCC において、本合併に必要な機関による本合併の承認が得られないとき、法令に定められた関係官庁の承認および認可が得られないとき、または DCC において債務超過があり、それが解消しないときは、その効力を失う。

第１１条　（解散費用）
本合併の効力発生日以降において、DCC の解散のために支出すべき費用は、すべて BM の負担とする。

第１２条　（本契約に定めのない事項）
本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って BM と DCC が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、BM、DCC 記名押印の上、本書１通を作成し、BM が原本、DCC が写しを保管する。

2019 年 10 月 30 日

BM：東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
ブロードメディア株式会社
代表取締役社長　　橋本　太郎　印

DCC：東京都港区赤坂八丁目 4 番 14 号
デジタルシネマ倶楽部株式会社
代表取締役社長　　久保　利人　印

別紙２

～省略～

※別紙２につきましては、既出の、ブロードメディア・テクノロジーズ株式会社の事前開示書面における「別紙２」と同内容となりますので、省略をさせていただきます。